

新潟県立高校における「日の丸・君が代」

内 山 雄 平

一、東京都の予防訴訟「国歌斉唱義務不存在確認」

東京都では、今年三月の卒業式、四月の入学式で起立して「君が代」を歌わなかつた先生方が処分された。また、卒業生が起立しなかつたことを理由にして、その担任を処分する「不適切な指導等の措置」も行われた。その結果、戒告二三九人、減給四人、厳重注意六人、注意一人、指導四三人、再雇用取り消し八人と処分された。

これは、東京都教育委員会が〇二年一〇月、公立学校での卒業式・入学式等において「壇上正面に『日の

丸』を掲げ、全員がそれに正対し、起立して『君が代』を斉唱せよ」という「日の丸」「君が代」完全実施の通達を出したからである。

さうそく、その後の学校の創立記念式典、卒業式、入学式では、すべての都立の学校で、全職員の座席を指定し、教育委員会から派遣された指導主事が監視した。このようにして職務命令に従わなかつた教員は、処分を受け、さらに、石原都知事は「五年後、一〇年後の先になつたら、首をすくめて見てゐる他県はみんな東京の真似をすることになるだろう。それが東京から國を変えることになるのだ」と豪語している。

現在、都教委と石原都知事を相手に、都立高校の教員等三四五人が原告となつて「日の丸・君が代」の義務化は違憲」と、東京地裁へ予防訴訟を提起している。

こうした状況が、新潟県の高校教育現場においてはどうか、「これまでの現場の実態に即して報告」、「日の丸」「君が代」を指導する根拠となる文科省の学習指導要領についてもふれたい。

二、新潟県の教育現場（公立校）における

「日の丸・君が代」問題

(1) 「日の丸」掲揚「君が代」齊唱の実施状況

県内高校の実施状況を年代別に追つてみると(%)

	八四年度	九〇年度	〇四年度
「日の丸」掲揚	六七	一〇〇	一〇〇
「君が代」齊唱	一二・三	九〇・三	一〇〇

員全体の意向を無視して一方的に「日の丸・君が代」を押しつけ、強行してきた結果である。

「日の丸」は多くの学校で式場の正面に掲げ、演台脇の三脚に据える学校は少なくなっている。「君が代」齊唱時の不起立について、九四年当時の卒業式においては、生徒の一部もしくは多くが起立しない高校は四三校、教職員は八五校（九九校、県教委調べ）であったが、最近では「君が代」齊唱時の不起立には勇気が必要となつてきている。

今春（〇三年度）卒業式をひかえ、校長は「座らないで起立のまま齊唱すること」と発言したり、入学式で不起立の教職員を校長室に呼んで一人一人確認を取るといった行為に及ぶ高校もあつた。伴奏は教職員の根強い抵抗もあって、予め用意したカセットテープを教頭が流すケースがほとんどである。

(2) 凍りつく「学校における精神の自主性（表現・良心・内心の自由）」

この数値は、文部省が学習指導要領に学校行事等においては「日の丸」の掲揚、「君が代」の齊唱と明記し、「法的拘束力」があるとして強制するようになると、新潟県教育委員会の強い指導を受けた校長は、職

卒業式のあり方をめぐつて、「日の丸・君が代」が論議される職員会議では、年を追う毎に教師としての良心が問われ、重い気持ちになる。

「日の丸・君が代」を式次第に記載するかどうか、

校長との間で論争となる。「日の丸・君が代」のはたす役割や憲法や子どもの権利条約に照らし、生徒たちに「押し付けはできない」とを樓々主張するが、「伺つておきます」とか「私の責任でやらせてもらいます」と強弁し、教職員の合意を得ぬまま実施に踏み切る。式次第に記載されない場合でも、式当日割り込ませて実施する。本来「生徒が主人公」であるはずの式が、「日の丸」「君が代」があたかも「主人公」の如く扱われるようになつてきた。

従来に増して最近の職員会議では、卒業式のあり方をめぐつて、次第に教職員同士が押し黙る傾向が広がり、自由に論議の出来ない重苦しい雰囲気に包まれる。

また、式当日、出席する保護者へ「『日の丸・君が代』押しつけ反対」のチラシを手配りする。以前、問題視しなかつた配布も最近では、「チラシを撒くような信用失墜の恐れのある行為はしないこと」などと处分をちらつかすようになり、なかには校内の職員に配布することさえ禁じたり、配布している場面を写真でとるような行為にも出づきた。

現に、〇〇年三月県教委は、見附高校において卒業式当日、年休を取らずに、「日の丸・君が代」押しつけ

「反対」のチラシを勤務時間中に保護者に配布したA教諭の行為を、「職務専念義務違反」、「信用失墜行為」に当たるとして訓告処分とした。

そこで、「日の丸」「君が代」を強制的に教育現場に持ち込み、その根拠とする学習指導要領（一〇年毎に改訂）について、仲俣義孝著『日の丸・君が代と学校教育』（新日本新書）を参考に検証し、この改訂を受けて県教委がどのような方針で、高校現場に強要するようになったかを次に見てみよう。

三、「日の丸」掲揚「君が代」齊唱の強制をもたらした「学習指導要領」

1、「学習指導要領」の改悪の動き

(1)はじめて学習指導要領に明記（一九五八年）

「日の丸・君が代」の扱い方がはじめて学習指導要領上に明記され、文部省は、官報に告示をもつて「法的拘束力」があると主張し始める。それは、

〈学校行事等〉「国民の祝日などにおいて儀式を行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代を齊唱させることが望ましい」

「音楽」「君が代」は各学年を通じ児童の発達段階に即して指導するものとし、その他に校歌なども学年に応じて適切な指導をすることが望ましい」と新たに加えられる。

この学習指導要領によって、初めて学校行事等が学校教育課程の一領域としてはつきりと位置づける。

(2) 「君が代」から「国歌」へ（一九七七年）

八四年六月「君が代」を歌うことを強制する根拠について、国会で問われた高石政府委員は「法律上の根拠はない。ただし学校では『国旗・国歌』としてすべきかにする（衆院内閣委員会）。

そして、八五年（昭和六〇年）文部省初等中等教育局長は、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、「日の丸」「君が代」の徹底を通知する。各学校の卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の扱い方を調査した結果にもとづき、「望ましい」との指導要領の枠を事実上破って、「日の丸」「君が代」の強制を既成事実とする。

(3) 「……望ましい」から「……指導するものとする」「（一九八九年）

「小学校特別活動」「入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」（中、高も同じ）。

八九年（平成元年）三月文部省は、新学習指導要領への移行措置（小・中・高）を告示し、九〇〇年度からの入学式・卒業式での「日の丸」掲揚「君が代」斉唱の通知を出し、強制的に教育現場に持ち込んだ。

「……指導するものとする」としたことについて、八九年六月、西岡武夫文相は、「私立学校等の教職員にも命令する権限があるか」の問い合わせで、「その場合には強制」ということは行わない場合がある。その含みを持たせて「……指導するものとする」とした。これが真相だ」と見解を明らかにする（参院文教委員会）。

以上のように、学習指導要領の「日の丸・君が代」についての記述が、教育現場に強制力をもたらせる内容へと変化する中で、県教委の対応はどうであつたかを次に見てみよう。

2、県内高校における「日の丸・君が代」問題と政

治的干渉

(1) 文部省の「日の丸」掲揚「君が代」齊唱の徹底通知

(一九八五年)

県教委は、八五年九月三〇日付けで「特別活動の取り組み」について、「儀式的行事にあたっては……国旗の掲揚、国歌の斉唱については、学習指導要領に定められた趣旨の徹底を図ること」と、各学校長あてに通知する。

この徹底通知には、八五年四月自民党文教部会が「終戦四〇年、天皇在位六〇年にあたる節目の連休を前に、国旗掲揚と国歌斉唱にけじめを付ける効果ある措置の実施」を決議し、党本部に要請。幹事長・全国組織委員長名の「国旗掲揚と国歌斉唱の徹底」を求める通達を都道府県などに送るとともに、文部省にも要請するなど、自民党的圧力が背景にあった。

(2) 「……指導するものとする」という強制へ改悪

(一九八九年)

九〇年一月県議会で自民党県議団らによる「新指導要領にともづき、入学式・卒業式などにおいては、国旗を掲揚するとともに、国歌の斉唱を強く望むものである」という決議は、民主団体等による撤回要求運動

によって「議長あずかり」となり、共産党の福島議員の追及で、田中教育長は「教育の原点・本質がらも強制にわたることはしない」と声明した。

しかし、九三年六月県議会における「教育正常化」決議を受け、九四年二月議会において、本間教育長は「日の丸」掲揚、「君が代」齊唱について、次のように答弁している。

①学習指導要領は「法令」であり、公立学校の教育は学習指導要領に沿つておこなわれる。式典の国歌斉唱の実施は、校長が学習指導要領の趣旨にそつて実施しなければならない立場にあり、職員会議で決定すべきものではない。

②教職員は公務員であり、公務員は法を遵守しなければならない。

③従つて、教職員は思想・信条のいかんにかかわらず、「国旗・国歌」の指導をしなければならない。

④これに違反した教職員に対して、法に照らし適切に対処する。

⑤職員会議は、校長の補助機関で学校の意思決定機関ではない。現行法制上、個々の教員が行う仕事については、最終的には校長が責任を負う制度になつてい

(お願い) 脱落文の補正

81頁上段18行目の終わりから、次の文が脱落しました。付け加えてください。(ゴシック部分です)
徒への指導)をするようになる。一〇年以上前と比べてうると改善されてきた。今また、別の手立てをする必要はないと考える

「」のように、一見、県教委は政治的干渉を退けてい

る。

○二年度二月、県議会での「日の丸・君が代」問題に觸れる「処分」についてみると、

沢野議員：「国旗・国歌が制定され、県内高校は国旗の掲揚・国歌の斉唱は小中と同様、全部やっていると聞く。一部の学校で歌わない、立たないという先生がいると聞くが……」

高校課長：「昨年・一昨年と比べ国旗の掲揚は一〇〇%、特段問題はないと考えている。一部は起立しない教員がいる。学習指導要領に定められており、一人一人信条をもつていて、（官報）告示なのだからこれに従つて、齊唱時には起立してもらう、生徒には指導するよう校長には強く指導している」

沢野議員：「指導だけでなく、広島のように戒告を含む処分は考えられないか」

教育次長：「前の（一九八九年）改訂学習指導要領（…指導するものとする）以後、これ（齊唱時の起立と生徒への指導）をするようになる」

このように、一見、県教委は政治的干渉を退けているように思えるが、今春の卒業式・入学式において、「君が代」を齊唱する際、生徒が起立しているか否か

調査をしていることが明らかとなつた。そして、生徒の不起立を受けた教職員への責任追及も今後検討するとしている（『毎日新聞』〇四年六月一二日）。

同じ記事に、新潟県立高校の女子生徒（三年）の声を載せ、「歌う歌わないは個人の自由。生徒が立たなかつたからといって、学校が教育委員会に報告するのはやりすぎだ」と報じた。

県教委による今回の調査は、起立斉唱を徹底させるために行つたものとされるが、東京都の強い影響を受けて、これまで長い時をかけ執拗に「日の丸・君が代」を教育現場に強制してきたとの総仕上げと言える。

四、学校における式典のあり方を問い合わせ直す

文科省は、学校行事のうち、卒業式・入学式などを「儀式的行事」と位置づけ、そのねらいに「学校・社会・国家などの集団への所属感を深める」と「（指導書）をあげ、「儀式的行事」には、「厳粛」さを求めては、特段の定めはないが、国旗の掲揚、国歌の斉唱

だから、県教委は、卒等式のあり方についても次のように枠をはめている。それは、「卒業式の形式については、特段の定めはないが、国旗の掲揚、国歌の斉唱

がなされる中で校長による卒業証書の授与と、式辞が厳肅で清新な雰囲気で行われることが重要な要件で、このことに支障が生じるようであれば、是正しなければならない。ステージ方式による卒業式が望ましい」

である（九四年二月県議会）。

以上に経過のなかで、より中心の問題にすべきは、児童・生徒でなければならない。六ヶ年・三ヶ年の学業を終え、上の学校や暗れて社会に巣立つ子どもたちを祝い合う場である。「子どもが主人公」の卒業式である。例えば、「柏崎常磐高校では、演台を挟んで卒業生と在校生が向き合うフロア形式で実施を重ねてきた。卒業生の後方には「門出を祝うことば」を盛り込んだ屏風が立てられる。

また、新潟北高の「卒業式」の取り組み（74頁、小島寿夫報告参照）が示しているように、子どもあつての卒業式、入学式のあり方がもつと追求され、これが自由な論議となる職場が保障されることが不可欠である。そのため、第一〇条の「……不当な支配に服することなく……」と謳う教育基本法を守り、第九条の「不戦を誓つた」平和憲法を守る運動が強く求められているのである。（つちやま ゆうへい・研究所所員）

「冬のソナタ」(1)

「この歳を冬のソナタが忘れさせ」

この句は八月下旬、「朝日」柳壇（新潟版）に載つたもので、作者は七〇歳代前半の女性（筆者の知人）。「冬のソナタ」が分からないと、ニコリともクスリともなりませんが、韓国メロドラマでNHKがBSで放映して評判をとり、総合で一回六〇分×一〇回で放映してブームを巻き起しています。例えば書店の「冬ソナ」コーナーの隆盛、「冬ソナ」ツアーや韓国語学習者の急増です。前者は高い旅費・宿泊費にめげずドラマのロケ地を巡る旅。後者の例は、都内のある韓国語学校は二年前の開校時生徒数、五〇人足らずが現在は二八〇人、九割が女性。DVDの吹き替えなしに、ペ・ヨンジュンたち主人公の声を聞き、理解したいのが学ぶ理由とのこと。

九州のある市の話。かなり高齢の女性が多数、目を輝かせて韓国語の学習講座に参加して、主催者側が驚いている、とNHKラジオ深夜便で聞きました。日韓交流の新しい流れが始まっていると思われます。

(T・Y)